

第 3 回

# 新宿区障害者施策推進協議会

平成26年2月10日（月）

新宿区福祉部障害者福祉課

午前10時00分開会

○**障害者福祉課長** 皆様、おはようございます。今日は、まだ雪が残る中、お忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。障害者福祉課長西方でございます。よろしく願いいたします。

本日、平成25年度第3回障害者施策推進協議会でございます。8期の委員の皆様によります3回目の全体の協議会でございます。

開会に先立ちまして、委員の交代がございましたので、新しい方への委嘱状をお渡しし、御紹介させていただきます。

民生委員・児童委員の多田敦子様でございます。申しわけございません。お席でお立ちいただけますでしょうか。

○**小柳委員** 委嘱状。多田敦子様。新宿区障害者施策推進協議会委員を委嘱します。平成26年2月10日、新宿区長中山弘子。どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

○**障害者福祉課長** よろしく願いいたします。

多田委員から一言自己紹介、それから御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○**多田委員** 民生委員をしております多田と申します。落合第一地区の民生委員協議会の会長をしております。今回、障害福祉部会担当の会長になりましたので、ここに出席させていただくことになりました。勉強させていただきますので、よろしく願いいたします。

(拍手)

○**障害者福祉課長** ありがとうございます。

民生・児童委員は、この12月に改正がございました関係で、今回、交代となりました。もう一名の方を御予定しておりますが、後ほどまた決まりましたら、この席で御紹介させていただきます。よろしく願いいたします。

次に、委員の出席状況について御報告いたします。

欠席の御連絡でございますが、村川会長、それから助川委員、金子美和委員、そして新井委員の4名から事前にいただいております。そして、本日は平澤委員、それから天方委員と力武委員がまだお見えになっておりません。

あと、先ほど申し上げましたように民生委員の委員が2名以内ということですが、1名の方が欠の状態でございますが、過半数に達しておりますので、協議会は成立していることを

御報告いたします。

では、片岡副会長、進行のほうをよろしく願いいたします。

○片岡副会長 それでは、きょうは村川会長がお休みということでございますので、かわりに司会を務めさせていただきます。

新宿区障害者施策推進協議会を開会させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元でございます本日の次第に従いまして議事を進めてまいります。正午まで2時間の予定でございますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の議事は、新宿区障害者生活実態調査集計結果について、それから新宿区障害者生活実態調査報告書作成について、来年度に向けた新宿区障害者施策推進協議会の活動について、また、報告事項といたしまして、新宿区における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針の策定について、新宿区社会資源マップの作成について、新宿区版ヘルプカードの作成について、以上がございます。

それでは、障害者福祉課長、お願いします。

○障害者福祉課長 では、資料の確認をさせていただきます。

恐れ入ります。大変送付が遅くなりましたので、お手元に届いていないうちにこの会議となったと思いますが、申しわけございません。

本日の次第がございます。それから、調査の集計結果4冊ございますでしょうか。それから、資料でございますが、A4横の「全国厚生労働関係部局長会議資料」の抜粋版のホチキスどめでございます。それから、資料4で「計画の位置づけ」。そして、資料5、平成26年度の年間のスケジュール案でございます。それから、「新宿区社会資源マップ」というこの黄色い冊子。それから、ヘルプカード一式、チラシとともにあると思います。以上、10点お配りしております。不足がございましたら、事務局のほうにお願いいたします。

そのほかに発送済みの資料が2種類ありまして、資料1といたしまして「調査結果の速報」、それから資料2で「前回調査との比較」。この2つは発送ができておりますので、お手元にはおっしゃってください。私どものほうでお持ちいたします。

すみません。たくさん資料があるのですが、不足の方ありましたら、お声をかけてください。

○片岡副会長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入りたいと思います。

まず、新宿区障害者生活実態調査集計結果の速報について及び新宿区障害者生活実態調査報告書作成について、事務局から御説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 まず、説明に先立ちまして、調査に関しまして訂正、それから再調査についての御説明をさせていただきます。

まず、資料1の「調査結果の速報」をごらんください。

配布・回収状況についてです。こちらの18歳未満の方と保護者の方につきまして、この協議会に先立ちまして行いました第3回の専門部会におきまして、回収率、それからサンプル数が不十分ではないかという御意見をいただきました。この回収数を上げるためには、ほかの方にはお礼状を兼ねた督促と申しましょうか、督促を兼ねたお礼状を差し上げておりますが、18歳未満の方々には手帳のない方も多く、また、調査への御理解がいただきにくいと判断いたしまして、こちらのお礼状は送付しておりませんでした。この回収率が高くないということから、催促といたしまして調査票を再度送らせていただくことといたしました。今回は、手帳をお持ちの方のみに送付いたしました。

調査票ですが、もう時間もたっておりますということもございましたので、実は時点修正をして調査票のサイズを少し変えまして、中身は同じものを送らせていただきました。回答いただきました方には、重複して回答されるということもあるかなと思ひまして、参考数値として処理することといたしております。

子ども総合センターの努力によりまして、センターに通所されている方には面接で未回答かどうかを確認して調査をさせていただきましたので、参考値ではなく正当な回答として回収できたものもあります。

それから、前回の調査票で返送して下さった方もありましたので、これについても正当な回答ということで回収し、母数のほうに含めることにいたしました。

また、今回の回答書により回答していただいた分も、来年度の計画にはしっかりその数字を反映させていただきたいと考えております。

約300送らせていただきまして、そのうち30冊返ってきております。1割程度です。それで、そのほかに新しく送らせていただいた、参考数値とさせていただいた分は70冊返ってきておりますので、合わせて100のサンプルがふえたこととなります。こちらの督促というか、なかなかおもんぱかってしまって回答していただけなかったということもありますが、同じ方に送りましたので、何度送っても回答したくない人は同じじゃないのといったような御意見もいただきましたが、そういった中でも回答をこれだけしていただいたことに感謝しております。

それから、さらにもう一点。これは御報告と、これは完全に私どものミスですのでお詫び

を申し上げなくてはいけないことがございます。在宅の精神障害者についてごらんください。こちらは有効回収数が153となっております、配布数のほうが470となっております。こちらは、実は回収数も32%になるわけですが、このサンプル数は随分少ないですねということで専門部会でも御指摘をいただいております。こちらで改めて確認をしたところ、本来1,000通発送する予定でございましたが、約半数への送付自体が漏れておりました。こちらは最初から送っていなかったのも返ってくることもないということなんです、今回、これにつきまして改めて確認いたしまして、2月中の回収を目指しまして調査票を発送することといたしました。そのため、取りまとめは調査会社の方に無理にお願いいたしまして、ほかのものと一緒にあわせて今後調査・分析を行います、報告書も1冊になんとかまとまることで、とても無理をお願いすることにしております。調査期間の不一致など課題を残すことにはなるのですが、来年度つくる計画に、とにかく精神障害者の方についても有効なデータを確保し、なおかつその意見が少しでも反映されることが大切と考えまして、今回、このような処置とさせていただきます。

本当に申しわけございませんでした。こういった不手際でございますが、御理解の段、本当によろしくお願いいたします。私のほうの確認など進行の手順が悪かったことが原因の一つなんです、申しわけございませんでした。よろしく御理解いただきたいと思っております。

それでは、改めまして調査結果についての御説明をさせていただきます。

時間の関係がございますので、精神障害の方、18歳の方、人数は少ないのですが、やはり一番興味をお持ちのところが多いたと思いますので、在宅の方と18歳未満の方を中心に御説明させていただきます。

まず、在宅の方の調査票の1ページ目の裏面、3ページ目をごらんください。手帳の種類と、それから内容について確認させていただいております。

この手帳を持っていない方と回答された内訳の方は、難病・特定疾病の方が4分の3になっております。それから、「その他」と言われている方を分析いたしますと、問8の手帳なしの方の分析、11ページのところで手帳のない方についても分析させていただいているのは「全体」の中に入っております、こちらのほうで統合失調症等をお持ちの方、それから神経症、依存症という方がこちらにパーセンテージが入っておりますが、こちらは精神障害の自立支援医療の方が、手帳がない方で受けていらっしゃる方がありますので、こちらのほうに反映されております。したがって、先ほどのページに戻っていただきまして、3ページの手帳のない方という、「その他」の、ない方のさらに「その他」という方は、ほとん

どが精神障害の医療証をお持ちの方と解釈することができます。

それから、今後いろいろとそれぞれ分析するときにクロスしておりますが、それぞれの分析は今後、より深くやってまいります。

次に、問21をごらんください。ページで言いますと、31ページになります。「日常生活で困っていることについて」でございます。

身体障害では、健康状態、緊急時対応、災害時避難といったことで、前回と変わりがございません。知的障害は、緊急時、災害時、役所などの手続が多いのですが、将来への不安というものが大きくなっています。精神障害ですと、将来への不安、健康状態、経済状態です。また、障害や病気への理解、人間関係の支障といった項目が高いのも精神障害の特徴ではないかと思えます。

全体の傾向としては、前回とも余り変わってはいないのですが、身体、知的では山が低くなっているといいたいまいしょうか、特徴的にどこかがポイントが高くなるというより、全体的に分散した感じになっております。ただ、精神障害の方の場合には、やはり不安であるとか、そういったことが高くなり山が高くなる、前回よりもパーセンテージが上がるという傾向がございました。

続きまして、日中の過ごし方についてです。こちらは44ページをごらんください。問25になります。

身体障害では、年齢層も少し高めではありますが、何もされていない、または家事をされている方というのが多いです。福祉的な就労の方が少なく、正社員の方が比較的多くなっております。

知的障害ですと、今度は福祉就労の方が多く、次がパート・アルバイトとなっております、それから生活介護など福祉就労以外と続きまして、正社員という方がぐっと少なくなります。

精神障害もやはり福祉的就労、何もしていないという方が多く、次いでパート就労になります。

全体の傾向も余り変わりはないのですが、全体で正社員のポイントが減っているのが特徴になります。

前回ですと、正社員の方が、例えば全体の数でいきますと身体障害ですと16%あったのですが、今回が13%になっている。それから、知的障害の方も、正社員の方が前は8.3%あったのですが、今回は7.8%。精神障害の方も8.1%ありましたので、その辺が下がって

るという傾向になっております。

続きまして、就労への支援ということで、問28、56ページをごらんください。就労についてどんな支援が必要ですかということで聞いています。

身体障害の方ですとやはり相談が最も多くなりますが、そのほかに柔軟な勤務体系、自分に合った仕事、それから職場の理解促進となります。

知的障害ですと、自分に合った仕事を見つけるための支援または相談が多く、障害特性に合った多様な仕事、理解促進と続きます。

精神障害では、就労相談支援、それから自分に合った仕事、柔軟な勤務体系ですね。

どの仕事でも自分に合った仕事で柔軟な勤務体系であれば仕事ができるのにとっしていらっしやるということがよく伺われます。

続きまして、外出についてです。60ページをごらんください。

外出に関してどのようなことが困っていますかということなのですが、やはり身体障害の方ですと段差、それから建物の傾斜とか、それから駅の乗りかえ、または疲れたときの休憩所となりますが、知的障害ですと、今度は外出すること自体に支援が必要だと答えていらっしやいます。それから、精神障害の方ですと、疲れたときの休憩場所ということが多くなります。

こちらの傾向ですが、恐らく3年前よりはバリアフリーは進んでいる部分が多いと思われるのですが、外出する機会自体がますますふえてこられているので、気になるところもふえているのではないかと勝手に分析したところではあります。

続きまして、「こころのバリアフリー」についてです。これは障害ならではの質問項目となっておりますが、68ページ、問35になります。「こころのバリアフリー」を進めていくためにどんなことが必要ですかということの御質問をさせていただいております。

この中で大変目立ちますのは、障害者の一般就労の促進ということが大切だとどの障害の方も答えていらっしやいます。そして、その次に高いのが、知的とそれから精神の方が比較的似た傾向になるのですが、地域や学校での交流とまたはともに過ごす、それから、そういった教育関係の場での情報提供といったものについて必要だというふうに考えておられますのがわかります。大まかに飛ばし飛ばしで申しわけないのですが、そのような形でこちらのほうで分析しています。

在宅の方については、以上です。

続きまして、18歳未満の方と保護者についての冊子をごらんください。

先ほど申しあげましたように、数字が若干今後変わってまいります、現状までの結果で御報告させていただきます。

まず、3ページ目です。こちらに手帳の種類等がございます。前回は発達障害の方ということで別でこちらの調査をかけておりましたが、今回は発達障害の方もこちらのほうであわせて調査させていただいておりますので、今回、手帳のない方ということが半数を占めております。こちらが発達障害の方というふうに理解されると思います。

この手帳のない方でさらに無回答の方ということが目立っております。こちらは手帳のない方で発達障害でもないということなのか答えたくないということなのかですが、この半数というのが割と大きな割合になっておりまして、こちらの方は放課後等デイサービスまたは子ども総合センターさんなどを御利用の方、それから通級学級の方などがあると想像されております。

この項目では、男女比というのが大変大きな特徴になっておりまして、1ページ目に戻っていただけますでしょうか。問2の「あなたの性別をお聞きします。」というところで、左側が男性、男児ですね。それから、右側が女性、女児なのですが、特に手帳なしの方の4分の3が男児、男の子。それから、知的障害の方ですと、4割は女性で、6割が男の子になっているというのが大きな特徴になっています。ほかのところでは男女比は見えていないのですが、今回こちらにつきましては大きな特徴だと思ひまして、改めて御報告いたします。

次に、相談相手について、家族以外では誰ですかという相談相手についてです。最初に気づいたときの御相談相手です。16ページになります。問13です。

こちらですと、やはり身体障害の方ですと医療関係の方、生まれたときの方が多いので、それから御家族の方、誰に相談しますかということですが、知的障害になりますと、家族の方、それから医療ワーカー、医療関係者。手帳のない方に関しましては、御家族の方のほか、今度はソーシャルワーカーさんたちもいるんですが、保育園の先生、保健センター。

「保険」の「険」が、申しわけないです、間違えています。それから、子ども総合センター、家庭支援センターというふうに、町の子ども関係の相談の方にどうしてもつながるという傾向がございます。これがほかの障害の方と大きな違いでございます。

そして、支援が必要なこととなります。22ページの間17です。「あなたは、毎日の生活の中で、どのような介助や支援が必要ですか。」ということなのですが、身体ですと通院等のほか、排せつ、入浴といった身体介助全般の項目が多くなります。知的では、通院・通園のほか、日常動作の見守りが多くなります。手帳のない方になりますと、介助や支援は特に



必要ないということが多くなるのですが、日常生活動作の見守りがやはり多くなります。

介助者の困りごと。介助者がお困りのことですね。こちらにつきましては25ページ、問19です。身体障害ですと身体的な負担がやはり多くなりますが、知的障害ですと自分以外の介助者への不安、自分がいなくなったときにどうしたらいいかというようなこと、それから精神的な不安が高くなります。手帳のない方では、精神的負担に続いて兄弟児の世話がでてきます。こちらが大きな特徴です。

次に、相談に必要なことですね。こちらは31ページ、問22番です。

在宅調査では、気軽に相談ができることという項目が高くなるのですが、お子さまの場合には専門性の高い相談というものが突出します。

そして、情報入手です。情報の入手先は33ページですが、問23ですね。

こちらではインターネットが出てきます。こちらは在宅の方と大変違うところで、やはり18歳未満の方ですと御家族の方がこういった情報を手に入れようとされるわけですが、若い方も多いのでインターネットが多くなるのではないかというふうに分析いたしました。

あとはサービスと、施設入所については後ほど御確認いただけたらと思います。

時間の関係がございますので、とりあえず以上とさせていただきます。

○片岡副会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して御質問や御意見がございましたら、どうぞお手をお上げください。

はい、お願いします。

○友利委員 精神の通所施設の友利と申します。

先ほどの在宅の方の45ページの精神障害の方。知的も同じようなということで、「正社員・正職員として働いている」という項目があるのですが、現在、就労支援しているとほとんどが契約社員なのです。契約社員の方は大体3カ月で、徐々に6カ月みたいになってくるのですが、これはどこに入ってくるのでしょうか。教えていただけたらと思います。

○障害者福祉課長 これについては、契約社員という方は正社員として丸をつけられている方が意外と多いのかなというふうに確認しています。なぜかというと、パート・アルバイトに丸をつけられていないので。ただ、契約社員という選択肢はないので、想像でしかなくて申しわけないのですが、この割合からすると正社員に入れていらっしゃるかなと思います。

○片岡副会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

○島田委員 島田です。

既に自宅に届いた資料の中の「前回調査との比較」、資料2ですね。これをちょっと見ていただきたい。資料2の4ページに「今後の生活の希望」という項目がありまして、今、課長のポイントを説明された中では、ここの部分については触れられていなかったと思うのですが、ちょっと私なりに気がついたことを申し上げますと、今年度の調査では、やはり1番、2番には「地域で独立して生活する」、それから「親や親族のもとで生活する」。これがパーセンテージで1位、2位を占めている。これは前回、前々回ぐらいの調査とそれほど傾向的に変わりはないと思うのですが、3番目、4番目あたりの入所施設があれば入所したいで、特に4番目に「高齢者の入所施設に入所する」、したいという希望でしょうか。これは前回の23年度に比べるとパーセンテージでは倍以上になっているというところなどに注目していただいて、今回の調査の対象の方々が比較的高齢の方が多いということを知っていますけれども、よく言われる障害者福祉サービスと高齢者のサービス、制度的にも65歳を超えると介護保険のほうに優先というようなことになっていますけれども、やはりそこら辺は障害者にとって大きな不安だと思います。

今住んでいるグループホームとか、入所施設の方々が65歳を過ぎた場合に果たしてそこにずっといられるかどうかというようなことを不安として感じている方が多いということも実際聞いております。この辺は、分析の際にもやはり障害者と高齢者の境目のようなところをきちっと触れていただいて、障害者福祉サービスを65歳を過ぎても今までどおり受けられるような施策を考えていただきたいというふうに思っていますので、それについてよろしくをお願いします。

○片岡副会長 課長、お願いします。

○障害者福祉課長 すみませんでした。こちらの資料についてお話ししなくてははいけなかったんですが、資料2ですね。

平均年齢のところ、今回ありますので、今の島田委員のお話について補足いたします。

年齢ですが、今回、平均年齢をざっと出してみましたので御報告いたします。今回は62歳の方が平均年齢です。それから、平成23年度、前回は53歳、その前が68歳でした。

これについてなのですが、まず19年のときには悉皆調査でございましたので、身体障害の方を中心に年齢層の高い方がどうしても多くなりました。こちらにございますように、身体障害65歳以上の方が7割となっております。

そちらを踏まえまして、23年度は年齢を調整いたしまして抽出したものでございます。

今回は、そちらを含めながらも、例えば視覚障害の方とか、そういった数が余り多くない方については悉皆とするなど、かなり層別にやりとりをいたしました関係で平均年齢がやや上がりました。年齢で言いますと、ちょうど中間になった感じです。そういったことで、高齢者の方の回答がどうしても多くなったということが一つはございます。

それから、島田委員がおっしゃいましたように、やはり高齢化自体が進んでおりますので、今のような心配というのものもあるとは思いますが。

実は、先ほど施設の方の調査について御説明をしなかったのですが、施設の方は20年以上在籍・入所されている方というのが突出して多くなっております。こちらにつきまして、特に身体、知的については、本当にずっと小さいころから入っていらっしゃってという方も多く、20年以上在籍されております。これは、今回も全く状況が変わっておりませんので、先ほどおっしゃいましたように65歳が過ぎたからといって、その施設から出ていって下さいというような対応はされていないと考えております。

おっしゃいましたように、高齢化というものが進んでおまして、例えば70歳過ぎた就労継続B型の方に働いてねとか工賃アップというのがすごく難しくなっているといったような、障害全体に関する高齢化というのは、今後、大きな課題だと考えます。

○片岡副会長 島田委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

高齢者福祉と身体障害者福祉というのは非常に重なる部分もあるし、以前は身体障害者の方が高齢化するというのももちろんありますけれども、高齢者の方が障害をお持ちになって障害者手帳を取られるということもふえてきているので、介護サービスのところではいろいろ重ねてサービスを使っている方も出てきているかと思いますが、そのあたりのことを、また事務局のほうでもよろしく願いいたします。

それから、ちょっと私の気がついたことですが、後で直していただければいいと思うのですが、18歳未満のほうの16ページと17ページのところで、「保険センター」の「険」が、ここだけなぜか健康の「健」でなくなっているようですので、よろしく願いします。

○障害者福祉課長 はい、申しわけありません。

○片岡副会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

はい、では、こちらの方。お名前が見えなくて、ごめんなさい。

○安藤委員 安藤です。知的障害の手をつなぐ親の会の副会長をしております。

前回の専門部会のほうにも出席させていただいたのですが、在宅の方と18歳未満の方を対象にということで、前回の専門部会にも一応そのことに関しての意見ということでお話ししたのですが、本当に申しわけないのですが、そのサービス事業者のほうのことでちょっとお聞きしたくて。今回から特例子会社も一応この調査を配布したということなんですが、前回の専門部会ではまだそのあたりの特例子会社のところがどのあたりかというのがはっきりしないというふうにいただいたのですが、その後、何かその後の結果というのは、少しでもいいのですが、おわかりになりましたでしょうか。もしおわかりになれば。なければ、また何かホームページでもまた閲覧できるような形になるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○障害者福祉課長 一応、クロス集計でまとめようと思っているんですが、申しわけございません、きょうは間に合いません。

○片岡副会長 きょうは無理ということでしょうか。

○障害者福祉課長 はい。特例子会社が区内には11ありますので、そこには全部送らせていただきました。随分これもふえたのですけれども。それで、8つの会社から返ってきておりますので、それなりに分析はできると思うのですが、申しわけないです。

○安藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○片岡副会長 よろしいでしょうか。

それでは、お先だったので、いいですか。

○飯田委員 私は単純なことの確認というか、質問なのですけれども、先ほど施設入所されている方の年齢ということで、身体の方は回答が65歳以上ということだったので、知的障害の方が18歳から39歳ということで書いているのですが、これは施設に入所している方自体がこの年代ということではないんで、高齢になったら知的な方は出なければいけないとか、そういうことではないんですよね。基本的なことを。

○障害者福祉課長 今の御質問は、入所されている方で知的障害の方が、例えば65歳になったらほかの施設に行ってくださいというようなことがありますかということでしょうか。

○飯田委員 はい。この回答数から見ると何かすごく不自然に感じたもので。

○障害者福祉課長 そうですね。知的障害の方は比較的若いときから入所される方も、比較的多いです。それで、平均年齢で言いましても、確かに割と若い方が多いと。

「年齢をお聞きします。」ということで、資料の2ページ、こちらのほうで恐らく確認さ

れたんだと思いますが、知的の方ですと20代以下の方、30代、40代というふうになりまして、70以上の方もいらっしゃいます。これは前よりうんとふえたと思いますが、身体の方ですと、やはり入所されるのはかなり後ろになってからというふうになっています。

これは別に出ていってくださいねということではなく、若いころから入っていらっしゃって、いろいろあって知的の方が割と若いほうの方で、前よりは長く存命になられる方もふえてきているというふうに解釈したらいいのではないかと思います。

○片岡副会長 よろしいですか。

○高畑委員 高畑です。再調査というか、追加調査されるということなので、実際に事業所さんとか、通われている医療機関さん、区内だけかもしれないですが、御協力を得ながら精神障害者の回収率を上げるということをするのを何か依頼できればいいかなというのが1点と、もう一点は、まだ返送可能ならば、いつまでが締め切りかという、大体、最終はデータ上のこともあるので難しいかなと思うのですが、予測としてはこの辺で大体全体の集計を終わらせたいというリミットがあれば、それを皆さんに周知して、関係者に周知していただいて、回収率をそこまで上げるということをできればいいかなというのが1点。

もう一点は、今予測しているクロス集計の項目が具体的にどういうことか。例えば、今後、新しい障害になる方々、ちょっとデータ量は少ないのですが、それについてやるのかどうかというのと、今言った年齢別で項目によってかなり差があるものをやるということ、もう一つは男女別で差が出ているものがあるので、それについてやるという大まかなクロス集計の方向性をもし今の段階でわかったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○障害者福祉課長 まず、精神障害の方についての再調査についてです。

先ほど申し上げましたように、そもそも送っていなかったということで、それにつきまして、前と同じように送りますと、こちらにありますように三十数パーセントの回答率になってしまうということは想像されます。

それで、できましたら、保健センターさんとかにはお願いしたいなと思っているのですが、見えた方についていかがですかと。

それから、本当に委員がおっしゃいましたように、こちらに友利さんとかいらっしゃいますが、やはり作業所の方にはもう一度御協力を賜りたいと思います。

回収は2月28日、今月いっぱい、今週末には発送できますので、一応、その2週間、お願いをしようかなとは思っております。

それから、クロス集計ですが、先ほども申しあげましたように、例えばお子さんのところで、前は発達障害ということで切り分けていたのですが、今回は1つのところになっていますので、そういった方の後追い調査というようなことも含めまして、発達なら発達、それから高次脳なら高次脳というふうに、そちらのほうをまずあぶり出せるようにしたいというのが大きなクロスになります。

それから、傾向としてどんなふうになるかということで、先ほど先生がおっしゃいましたように、男女比というのも、お子さんについては本当に大きいのですが、在宅の方でその必要があるかどうかは、これから検討かと思います。

あとは、経年というか、前回と余りに回答が違っていたりするものについて原因が探れるようなクロスがかけられたらいいなというふうに思っているところです。

○片岡副会長 よろしいですか。

このごろ発達障害の方も精神保健福祉手帳を取られる方が出てきているので、なかなかその辺の切り分けが難しくなっているかなと思いますけれども、よろしく分析をお願いいたします。

ほかに御質問、御意見。

はい、島田委員。

○島田委員 島田です。

もう一度先ほどの資料2の「前回調査との比較」、7ページの3番なんです。これは18歳未満の方の保護者の方を対象とした調査の結果、「③日常生活で困っていること」、この表を見ますと、19年度、23年度、25年度で、特に今回の25年度の、これはパーセンテージですけれども、他の年度に比べるとここだけが極端に少なくなっているように思います。ほかの項目については、個々では多少増減が見られますけれども、ここだけは全体に、半分まではいかないまでも、相当パーセンテージが低くなっている。この辺はやはり何か今おっしゃったクロス集計ということをしてみないと原因がわからないと思うんですけれども、この表だけを見ると18歳未満の方々の保護者あるいは本人は、特に日常生活で困っていることは前回に比べると半分ぐらいに少なくなっているというようなことになっているので、単純にそうは言えないと思いますけれども、その辺については何か分析していらっしゃいますか、お伺いしたいのですが。

○片岡副会長 事務局のほうで、お答えできますか。

○障害者福祉課長 こちらのほうは、やはり回答は幾つでもということで、今回も言うならば

全部に丸をつけられてもよろしかったわけなんですけど、やはり一番お困りのことについて書かれたのです。今回、山が低くなる傾向が全体に見られまして、特に何がというのではなく、やはりばらけたというか、その傾向は確かに見ておりましたので、クロスでどこまでそれが出るかはちょっと難しいのですけれども、できればと思います。

それから、前回、これは23年のときですので、2011年、3.11の直後だったのですね。ですから、どうしても2番、3番については高くなる傾向があったと思われれます。

○片岡副会長 島田委員、いかがでしょう。よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに、御意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○飯田委員 このアンケート結果から読み取れることというか、私が単純にこの速報を前日にいただいて読んで感じたのが、先ほど事務局の方からは障害別で、この障害だと不安が多いという分析はされていたのですけれども、やっぱり総じて先行きの見えない不安というものは読み取れると思うのですね。

当時者、家族にとってなぜそういう不安が生じるかという、やはり新宿区政において、ここでこの子を育てるにおいて、この子はどうなっていくのだろう、どういうサービスを利用するのだろう、どういう教育を受けていくのだろうという見通しが立たないということがとても大きいと思うのですね。

やはりこちらの委員会に参加させていただいて、重要項目として絶え間ない、切れ間のないライフステージにわたる支援ということですか、あと、啓蒙活動、ノーマライゼーションという言葉とかよく出てきているのですけれども、実際、家族とか当時者にとっては、それがどのようになっているかというのは全く見えていないということ。特に、少なくとも当時者としては、今一応特別支援教育という名のもとにおいて中学校までは新宿区で何とかという部分はあるのですが、やはり高校というと東京都管轄の特別支援学校。

今回の資料にも出てくるのですが、やはりいろんな発達障害の子たちで一番難しい子たちというのが知的のおくれのない子たち。いわゆる学習障害ですとか、通常級に入っていたり、そういった中で特別支援教育を受けなければいけない子たち。

私は何回もこの委員会の中では申し上げているのですが、と言うと、特別支援教育はやっていますからと教育委員会のほうから言われてしまうのですが、やはり現場におけるそれぞれの専門性の高い特別支援の先生というのは本当に少なく、その子たちが十分にフォローされていないという現状があるのですね。そういう子たちは、とりあえず中学までは特別支

援校にいて、それなりにその子たちなりに伸びていったとしても、そこから高校になった段階で新宿区から放り出されて、例えば知的に明らかにおくれのあるお子さんですとか、本当に情緒障害がひどいお子さんの場合ですと東京都なりの支援校という、あれしかないと思うのですけれども、例えばそういう子たちが全く知的にはおくれがないからと、うまく、いわゆるアスペルガーとか、そういった方たちになると思うのですが、普通の学校や専修学校を選ぶようなことになった場合という進路もあると思うのですね。

多分そういう子たちがこの9ページにあるような今回の調査で、高等学校卒業後の進路希望として大学や短期大学を希望している子たちだと思うのですけれども、少なくとも新宿区には2割そういう子たちがいると思うのです。ただ、今の新宿区の状況だと、そういう子たちは、その子たちが必要な、例えばソーシャルスキルですとか、社会的に適応していく、本当に就労に当たって必要な基本的な人間としてのスキルを身につけられないまま、学歴的には大学までは行けるかもしれないのです。

ただ、その子たちが大学を卒業する。私の知っている方とか、東大の大学院にも行って博士も取っているような方が、やはりアスペルガーという形で、例えば協調運動障害を持っていて、適切な療育を受けられないがために満足に立ってもいられない。それは身体障害があるとかいう話ではなく、本当に小さいころからの早期療育を重ねて継続的にやればできていく、障害を軽減できることは本当にあって、ちょっと身体的な面で出てくる療育で改善される障害の一つなのですが、発達障害の中にある。そうでなくても、一番多いソーシャルスキルのトレーニングができていないことで出てくる反社会的な行動とか、そういうことにつながっていくかもしれないことに対する療育体制が整えられていないという現状があるのですね。そうすると、その子たちが反社会的な行動をすれば、それは結局刑務所とかに行くような流れになっていくのですが、少なくとも今の、私は10年間この委員会に参加させていただいて、必死で早期療育のこととか、いろんなことを訴えていく中で、自分ができる限り国の制度のこととか、いろんなことを勉強して、特別支援教育をやっていますということを言われますので、地元の子どもとは関係ない学校も、特別支援学校も特別支援学級も、あと通常の特別支援員が入っている学級も全部現場を見ていますけれども、とてもそれが十分に行き渡っている、新宿区として特別支援教育をやっているということ、どうして現場を見ていないでこれで十分という形でそれはもうそのまま流され、10年間変わらないのかなというものが、私としてはすごくあります。

言いたいのは、本当にそのライフステージを通じた、特に今はやっぱり高校レベルの子た



ちが、外に散ってしまった子たちが戻ってきて就労というときになったときに安定して、ちゃんと就労につなげられる就労支援センターですとか、そういう就労した後の余暇活動を通じた日常生活、本当に安定したそういうことのしっかりした取り組みを、施設ももちろん含めてなんです、グループホームですとか、赤ちゃんが生まれたときから、ゆりかごから墓場までの、本当に新宿区で安心して過ごせるのだというしっかりとした太い枠組を見せて、計画の中でつくっていただきたいのです。やはりそれがないと、すごく親としては不安ですし、あと、多分この調査のアンケートの回答数が上がらないというのも、私も何回もアンケートは出していますけれども、やはり障害を抱えた家族の者にとってこういったアンケート、特に書式を指定されたものに回答するってすごく負担なことなのです。それを、本当に時間を割いてやる、あと、フリーのあれで書くことって、本当に精神的にも負担を強いていることなのです。それに回答したことがあしたにでもかなうということは思いませんが、それが1年後なり2年後なり明確な形で実現されるということだったら回答もする気にもなるのですけれども、どうせ回答しても無駄になる。こうやって委員会に来て、たくさんこうやって資料にまとめてくださっているけれども、この資料を用意する時間があつたら、もうちょっとほかにやることあるんじゃないかなと、正直言って、ごめんなさい、それを思うことがあります。

やはりそういった区の施策をつくるにおいて、明確なビジョンというものが必要だと思うのですけれども、ごめんなさい、個人名を出すような形で大変失礼かと思うのですが、前回の初めての委員会のときに福祉部長さんが、これから新宿区ならではの新しい福祉をつくっていききたいということも宣言されていたのですが、部長という立場で、やはり福祉を引っ張っていく立場で、その辺のことをどのようにお考えかを教えていただけたら幸いです。

すみません、まとまりのないことを言いました。

○片岡副会長 それでは、小柳委員をお願いします。

○小柳委員 いろいろ貴重な御意見、ありがとうございます。

私ども本当に新宿区の福祉については一生懸命やらせていただいていますし、また、ほかの自治体に比べても進んでいる部分もあると思うのです。

ただ、それも1人1人個別の事情になった場合に、それが形としてなかなか見えない、そういうところもありますので、こういうようなアンケートといいますか、調査によって具体的にどういうことを皆さん方が考えているのか、そういったものを吸い上げていく。なおかつ、この計画自体は、そういう方々が入って初めて計画がつけられる。その計画について、

では具体的に行政はどうするかというと、具体的な財源がないとなかなかこういうのはできないわけですね。そういったものを今度、行政計画とあわせた計画をつくっていくということで、これらは今までもやってきましたけれども、これからは、今回、27年度から始めるわけですが、この計画についてはその考え方を反映して、また新しい考え方というのは、そういう中で新しい展開があるわけですので、そういったものを反映しながら計画をつくっていききたいということで考えています。

○片岡副会長　という心強い御回答はいただいているのですけれども、発達障害の問題とか、やっぱり新しく出てきた、今まであったんだけど見えなかった部分が見えてきたりとか、制度も法律もどんどん変わってきたりとか、今動いているところですが、その切れ目ないというのはとても大事なことだというふうに思っています。

新宿区はそのことに決して関心がないわけではなくて、切れ目ないということについては随分、最初のころから私も言わせていただいたりしているのですが、やっぱり個別のところではなかなか、自治体が先取りしてやっていく部分というのがどんどんふえてきているような気がしております。

そういう意味でも回答はやっぱり、1つでも2つでもはっきりその主張のある回答をいただくとまたインパクトがあるのではないかと思うので、事務局さん、いかがでしょうか。何か一言。

○障害者福祉課長　貴重な御意見ありがとうございます。

ただ、ここで反論というのかもしれませんが、やはりそうは申し上げましても、御意見というのは集めて発していただかない限り、私どももなかなか、いかがですかと、おたくは何かお困りですかというふうにはいかないわけで、やはりそういったとっかかりとして、なるべく多くの方に答えていただきたい。今回も例えば通級指導学級を利用する、手帳所持に至っていない方が多いです。本当に何が困っているのかわからないのだけれども困っているという方も多いため、そういったところの御意見はどうやっていただけるのだろうかと考えました。通級指導学級には、例えばあえて個人に出さないで、そこにどんと積み上げる形なるべく多くの方にお答えくださいねとか、子ども総合センターのほうでは御相談に来られているだけの方にもなるべく答えてくださいねといったようなことで、本当に御負担ではありますが、協力を依頼しました。声は寄せていただかない限り、私たちも把握するのは難しいことだと思ひまして、そういった意味では、より寄せていただきやすいような調査と、それから活動への支援ということで、こういう声や最初のアクションをいただければそこにとっかか

りができると思っておりますので、聞こえないふりをしているわけではないのですが、そう  
いったところでお互いにやっていけたらいいなというふうに考えております。よろしくお願  
いします。

○片岡副会長 はい、飯田委員。

○飯田委員 いろいろありがとうございます。

私は、こちらに参加させていただいて本当によかったなと思うのが、自分自身そういう障  
害のある子どもを抱えてどうしようと思った中で、何とかしたくて参加させていただいたの  
ですけれども、その中で、ごめんなさい、さっきは失礼な言い方をしてしまったのですが、  
福祉部の方とか、専門委員の方とか、皆さんが御尽力させていただいているのは本当によく  
わかっているの、心から感謝を申し上げます。

ただ、やはりこのアンケート、これに関しては、決まりきった数字での分類というのは、  
私も理系なので数字上で見えることってすごく危険なことがあって、特に発達障害は今、精  
神障害のほうに分類されているのですね。そうすると、いずれは精神手帳を取っていくよう  
な中に分類されていく中で、今度クロス集計をかけるということなので、そのデータ解析も  
拝見してとは思っているのですけれども、発達障害ならではの困り感ということと精神障害、  
いわゆる昔からある精神障害という言い方をしたら失礼なのかわからないのですが、統合失  
調症ですとか、そういったことからくる障害の方が混在してしまうのではないかというこ  
とをとても心配しています。

これはこのアンケートとは別のことなのですけれども、これからいろいろな施設とかいろ  
んなことをつくるに当たって、ちょっと精神障害というカテゴリーの複雑さをやはり考慮し  
ていただきたい。そういうことにも通ずる意味で、このアンケートの取り方は、ぱっと見た  
だけで、必ずしもそれぞれの障害の困り感を分類できていないところもちょっとあるのじゃ  
ないかなというのが正直な印象です。

極論を言ってしまうと、その人に「あなたが困っていることを教えてください」みたいな  
ものを、フリーペーパーではないですけれども、1枚送ってというほうが集計としては大変  
かもしれないのですけれども、逆に、それぞれの専門機関さんでその専門性の高い方が分析  
されたほうがもしかしたらより明確なデータは出るのではないかというのが、やはり毎回い  
ただくたびにいっぱいあってというのは、嫌味ではなくて大変だったろうなど。データ解  
析するのも大変だし、外部にあれば経費だってかかるしと、こういうことをするんだっ  
たら、これだけ温かい熱意のある皆さんだったら、もっと違うことに労力をかけていただい

たらもっと進むこともあるのじゃないかなという意味で、さっきはちょっとこんなことをしてなんて、すごく失礼な言い方をしていたのですけれども、よろしく願いいたします。

○片岡副会長 御意見、いろいろ踏まえて、また事務局のほうもよろしく願いしたいと思います。

それでは、時間も押しておりますので、来年度に向けた新宿区障害者施策推進協議会の活動について、御説明をお願いしたいと思います。

○障害者福祉課長 では、恐れ入ります。来年度に向けた新宿区障害者施策推進協議会の活動ということで、資料3、資料4、資料5をお手元によりしくお願いします。

まず、資料3です。

こちら資料3は、全国厚生労働関係部局長会議ということで、前回、村川会長が参加されたということで、そちらのほうから情報提供いただいております。

こちらにございますように、「第4期障害福祉計画に係る基本指針について」ということで、国のほうから出ておりまして、その抜粋でございます。

今回、こちらの1ページ目をごらんいただくとわかるとおり、基本の中でまずPDCA、要するにつくった、やってみてどうだったかということ、それからアクションにもう一回かけるという、このサイクルのプロセスをきちんと追加しなさいということ。それから、数値目標だけではなくて、成果目標と活動指標を整理すること。そして、障害者の重度化・高齢化、それから親亡き後を見据えた視点に立って地域において求められている相談、体験、機会・場、それから緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を強化する記述を追加すること、そして、ここは子ども・子育て支援法に基づく計画も別途、別のところで作成されておりまして、その中で障害児というものの支援についても、そちらのほうの視点からも、今回、言及されております。そちらも踏まえて、あわせた記述を充実させることというふうになっております。かなり重責があります。これに基づいて来年度作成をしていくこととなります。

第4期は27年から29年までの計画となっております。こちらが資料3で、次が資料4でございます。

計画の位置づけでございます。先ほど小柳委員も申し上げましたように、計画の位置づけでございますが、新宿の基本構想が20年から31年まで、そして、総合計画がそれに基づいてありまして、二次実行計画が27年、来年までになっております。第三次が28、29となっております。こちらの実行計画が予算措置に基づいた具体的な進行になります。

障害者計画のほうは21年から29年までで、そのうち第4期の新宿区障害福祉計画、これは先ほどありましたようにサービスの具体的な数値などを決める計画でございますが、これが27年から29年。これに向けてたゞいま行わせていただいております調査の数字も生かしていくこととなります。数字だけではなくて、具体的ないろいろな皆さんからの御意見も賜ります。

障害者計画と障害福祉計画が2つございまして、わかりづらいと思いますので、ここに改めて2つの計画について記載させていただいております。

障害者計画は、先ほど申し上げましたように9年間の計画でございますが、障害者基本法に基づきまして立てるべきものとなっております。今回は、前回から比べまして、障害者基本法自体が改正されました。それから、障害者自立支援法と名乗っておりましたものが、いわゆる障害者総合支援法になりました。それから虐待防止法が施行され、障害者差別解消法が制定されました。そして、今月の19日から具体的に発効いたしますが、障害者権利条約の批准ということで、障害者に関する大きな法制度があちこちで動きました。それらを受けまして、障害福祉計画の期間に合わせて、今回、障害者計画のほうも必要な見直しを行うべきだと考えております。

それから、第4期の新宿区障害福祉計画につきましては、サービス提供の確保の数値目標とサービスの種類ごとの必要な見込み量などを含む具体的な施策となります。こちらは27年から29年までの3年間の期間でございます。この具体的な数値を、この下の表をごらんくださいませ確認ください。

今回につきましても、子どもさんに関しまして、特に放課後等デイサービスといったような新たなサービスの伸び率がかなり大きくなっております。そういったことで言いますと、今までとかなり数値目標につきましては見込み量を立てるのに苦労するといひましようか、大変工夫しなくてははいけないことではないかと考えております。

続きまして、資料5でございます。こちらが具体的なスケジュールの当面の案でございます。

実は、26年度に計画をつくりましてとなっておりますが、パブリックコメント、それからそういったいろんなことがございます関係で、実は前半でほとんど詰めていかなくてははいけませんので、かなりハードなスケジュールでございます。

そういったことを考えまして、こちらのほうにございますように、まず5月に専門部会を開いていただきまして、それからこの推進協議会全体が下旬にできるかと思ひます。それか

ら、その間に具体的な文章などをつくり込みまして、6月にできまして、7月にやはり上旬に部会を行いまして、推進協議会は7月の下旬ですといいのですけれども、8月ぐらいになるかなというような、こちらで素案は確定するようなことになりますので、今既に2月ですから、4、5、6、7という、ここでかなり瞬発力を要されるような計画の素案の確定になります。

そして、パブリックコメントを実施いたしまして、それらを反映させていただき、まず部会がパブリックコメントを生かしまして12月、1月にちょっとずれるか、ぎりぎりのところですが、そして1月に協議会、この場で最終計画案の確定というような予定になるかと思えます。

以上です。

○片岡副会長 ありがとうございます。

資料3・4・5につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質疑がないようでございますので、これで議事を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、次第の第3、報告ということになりますので、事務局からお願いいたします。

○福祉推進係長 福祉推進係長の稲川でございます。

報告事項といたしまして、3点、本日はございます。座って失礼させていただきます。

まず1点目になります。「新宿区における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針の策定について」でございます。

こちらのほうは、国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律というものができておまして、平成25年4月に施行されております。この法律に基づきまして、区のほうでも障害者の就労施設等からの物品の優先調達について方針を定めさせていただきました。これは最近できたばかりで、2月7日付で決定させていただいております。

内容は、これは国や地方自治体のほうが障害者の就労施設等から優先的に物品調達をなさいというのが法律の趣旨でございまして、それに伴って新宿区でも全庁的に障害者の施設からいろいろな物品を購入できるように努力をしていこうということを目指しております。

その対象となるものは、事務用品ですとか書籍等の物品の購入から、公園の清掃ですとかクリーニングや印刷製本等の役務に関しましても対象とさせていただいております。

また、発注するほうの施設は、総合支援法に基づく施設のほうを対象となってくるのですが、それ以外に障害者の方を多く雇用している施設ですとか、特例子会社等も対象になってきております。

また、区のほうの努力といたしましては、まずどういった施設がどのような作業を受注できるのかという情報を、まず全庁できちんと共有させていただき、発注に関しましても、例えば小さな作業所さんに大量に発注をするとやっぱり受けられないというようなこともございますので、分離分割して発注をするような発注の工夫ですとか、また、勤労者・仕事支援センターのほうが共同受注センターということで、そちらのほうにまず仕事を受注し、作業所のほうに振り分け、また取りまとめて納品していただくというような方策も取っておりますので、そういったところを活用していきたいと思っております。

また、一応、庁内に対するこれは目標ではございますが、外郭団体ですとか指定管理施設のほうにも、この方針に基づいた調達をしてもらうようにということで協力の依頼をしていく予定でございます。

こちらの方針につきましてはまだできたばかりですので、今回での御報告が初となりますが、今後これをホームページのほうに掲載をさせていただきます。

また、今の新宿区の実態としましては、それぞれの課がいろいろな障害者施設に発注をしておりますので、そういった情報を障害者福祉課のほうで一旦庁内に調査をさせていただき、実態を把握した上で来年度の調達目標を定めさせていただき、それもホームページ上で公表していく予定でございます。

それが1番の優先調達法の方針についての報告となります。

次に、社会資源マップについての御報告となります。こちらはお手元のほうに、こちらの黄色い「社会資源マップ」の本を配らせていただきました。

こちらのほうは実は2年前に初版をつくっておりますので、その時点では37施設を掲載させていただいておりましたが、この2年間で施設が12施設ふえまして、今回は55施設の掲載となっております。

先ほど言っていた区内の就労施設以外に、生活介護の施設ですとか、子どもの関係の施設を一応10月1日現在で区内にある施設を全てこちらのほうに掲載させていただきました。

こちらにつきましては学校等にも配布させていただいておりますので、今後の進路対策に活用していただきたいというのと、もう一つは、こちらを庁内のほうにも発進していきまして、先ほどの優先調達のところでどの施設がどのような雰囲気でのどのような作業をしている

のかというのを全庁的に理解をしていただくということで、そういった意味でもこちらを活用していきたいと思います。

○加藤委員 すみません、ちょっといいですか。私たち家族会とか、それから支援のグループとかというのは確かに施設ではないんですけども、やはりこういうときは、せめて最後にそういうグループ、団体を紹介していただきたかったと思うのですよ。やっぱり私たちは相当頑張っ、皆さんやっているのに、施設だけでどこにも紹介ないんだと、今すごく悲しいです。ぜひ、これからはそういう一生懸命やっている団体を紹介していただければと思います。

○片岡副会長 事務局さんのほうは何か御説明ありますか。

○障害者福祉課長 この表題にございますように、あくまで施設紹介ということで作成しました。まずこのマップ自体をつくりたいという最初の思いが、どこに何があるのかよくわからない。それから、どんなところがあるかわからないということで、申しわけないですが、施設紹介から入ったのですね。それで、団体のことにつきましては、ここに載せると相当なページ数になると思いますが、社会資源でありますので、施設紹介ではなく、別の段階で何かできたらいいなと今考えたのですが、いかがでしょうか。

○加藤委員 それでは、そういった援助団体があるというのをしていただければ、こんなに大きくて立派じゃなくてもいいので、していただければとてもありがたいです。どうぞよろしくをお願いします。

○障害者福祉課長 先ほど稲川のほうから申しあげましたように、まず施設だけで、今回、前回のと、恐らく持っていただきますと厚いという感じで、それで、これをつくりましたのは実は10月1日現在の状況なのですが、これの後に既に少なくとも2施設ふえています。特にお子さん絡みのものが大変ふえているのですが、それとともに、前回と比べまして一般社団法人さん、または株式会社さんの就労系の施設がかなりふえたというのが今回の大きな特徴になっております。

そんなふうに、この本自体をつくるのが、つくった途端古くなってしまうということがありまして、いつまでこの紙ベースでやったらいいのだろうと実は悩みを持っております。私を含めまして皆さんもそうかと思うのですが、紙でもって安心するというか、わかる部分があるので、そことのせめぎ合いでなかなか難しいなど。ただ、できますればこういったものがあればすごくいいということで、評判もいいと勝手に思っていますので、つくりたいなというふうに考えて、今回もまたつくっています。



○片岡副会長 御要望のありましたような団体さんとかの相談窓口とか、また別途、手引きとか、そういうのには入ってきているんだろうと思うのですけれども、皆さんが活用できるようなのをということですよ。

ほかに御質問。

○金子（禎）委員 視覚障害者の金子です。

先ほどの方も意見を出されたこのマップに、確かに視力関係のことが全然載っていないんですね。それで、障害者センターも施設だろうと思うので、それが障害者センターで視覚障害のことをやっているの、それも全然載っていないのでちょっと寂しいな、悲しいなと思っておりますので、ぜひこういうときにPRというか、ぜひ載せていただきたいと思っております。

以上です。

○片岡副会長 障害者センターは9ページに載っているようですが、視覚障害者生活支援センターのほうは。

あと事務局さん、何か。

○障害者福祉課長 まず、視覚障害の方の就労継続B型とか就労移行とかをなさっている施設は新宿には幸いたくさんありますので、例えば、こちらでいいましても東京ワークショップさんですとか、そういったサービス事業の提供、就労移行とか就労継続とか、そういった事業所としては載っています。

それから、障害者センター自身は載っているのですが、短期入所、相談支援、生活サポートといったこととして載っています。マッサージ室のことは確かに載っていないですね。すみません。

一応、障害者センター自身は22ページ。今回、地図を中心にしたのでなかなか、ページ等はこの最初の、ページの番号は出ているのですが、地図と一致してなくてちょっと見づらいのですけれども、こちらのほうに機能訓練、それから入浴サービス、給食サービス、相談支援、講習会等では入っているのですが、視覚障害の方については確かに今回載っていないので、この確認をいたしまして、次回からマッサージサービスなども載せられるようにできたらいいなと思います。これは原稿をセンターと調整させていただきます。

○片岡副会長 高畑委員、どうぞ。

○高畑委員 ちょっとお伺いしたいのですが、春田副会長は、当事者団体さんたちで割に柔軟な形で何かパンフレットをつくるのか、行政だけでなく一緒に団体さんのほうで何か皆さ

んで協力してやるというようなパンフレットづくりとかというのはないのでしょうかね。教えていただきたい。

○春田副会長 障団連としては、具体的にはありません。

この社会資源マップをフルに活用してもらえないわけですが、友利さんもいらっしやいますから、後ほど、障団連としてはどうするかは、全く考えていないですね。申しわけありませんが、これを充実強化することばかり考えていますからということで御理解いただきたいと思います。

○障害者福祉課長 たしか、新障協さんと障団連さんの団体の一覧表が以前あったのですがけれども、最近は確かにないかもかもしれません。

○春田副会長 あれは団体名だけの一覧表ですから、それで活動内容とかをやっていってしまうとどんどん膨らんでいってしまうし、それから、このところ加盟団体がやたらふえておりまして、それも追いつかないような状況になってきているから、やるならやるで、ちゃんとしなければいけないけれども、ただ、ダブっても余り意味がないということもありますので、こちらが充実強化されていけばいいじゃないかと、これが配布されるわけだからと、私は、個人的には、障団連としては思っております。以上であります。

○片岡副会長 では、よくお話し合いになってよろしくお願いします。

それでは、一応よろしいですか。

○安藤委員 安藤です。こちらのパンフレットはすごく立派でいいなと思うのですが、知的障害はやはり漢字も読めませんので、本人たちがいろいろ見るに当たってルビを振るとか、そういう、これからまた違うパンフレットをつくるに当たっても、本人たちが、意思決定ということがささやかれている中で、可能であればルビを振っていただくといいかなというふうに思ったのと、あともう一点、こちらの相談支援事業という、7ページのところですが、知的の相談対象というところがやはりとても少ないのですが、あと、シャロームみなみ風でしょうか、あちらの来年、27年に入所施設ができるのですが、そちらは1年前倒しで相談支援事業を始めるということを知ったのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○障害者福祉課長 大変重要な御指摘で、ありがとうございます。これは、先ほど申し上げましたように10月1日の段階でしたので。シャロームさんはやってくれることになっておりまして、シャロームみなみ風さんは青梅のほうで既に相談支援事業所になっていただいておりますので、新宿でもやってくれるということは確認しております。

それから、おっしゃいますように、確かに知的のほうは本当に少なくて、身体も多くない

んです。精神の方が本当に多く、どんどん事業所もやってくださっていてありがたいのですが、身体と知的を今強化するべくやっております。あと、西早稲田のあした作業所さんも4月からというか、来年度整いましたらやったださるという話を聞いておりますので、知的につきましてはシャロームとあした会の西早稲田となるのか、あした会でやるのか、ちょっと今のところわからないのですが、そちらのほうで知的についてはかなり充実できるかと思えます。

今後ですが、身体障害のほうはどうしても余り進みませんし、特に重い方たちがグループホームを使って、ホームヘルプを使って、それから施設を使ってというふうに計画を立てるのもかなり難しいということも聞いておりますので、区立施設などを活用してやれるかどうかについて今、詰めているところです。

○安藤委員 ありがとうございます。

あともう一点。先ほどの調査のことにもあわせるのですが、ざっと見た感じ、やはり、前からそうなのですが、社会資源、日中活動の場は知的のほうもふえてきて、本当に皆様に感謝しております。ただ、グループホームがとても少なく、これからやはりいろいろ詰めていかなくてはいけない問題なんだと改めて感じております。そういった意味でも、皆様のいろいろ御意見とか後押しをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○片岡副会長 御要望ということで。

○安藤委員 はい、そうです。

○片岡副会長 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、ヘルプカードについて御説明をお願いいたします。

○福祉推進係長 最後に、ヘルプカードについて、こちらも御報告になります。

お手元のほうに赤いケースに入ったヘルプカードが配られているかと思えます。先ほどの社会資源マップもそうなのですが、こちらのヘルプカードと2つは自立支援協議会のほうで委員の方たちに御意見をいただき、協議をさせていただいた上で作成させていただいております。

このヘルプカードにつきましては、もう皆様御存じかと思えますが、こちらのマークのところはヘルプマークというもので、東京都のほうで配布しているものです。こちらのマークを表紙につけたヘルプカードを各自治体のほうで作成するというようになっておりまして、新宿区として作成したのがこちらのものになります。

作成するに当たり、障団連さんのほうにアンケート調査をとらせていただきまして、そう

いったものを反映させて一応つくらせていただいたのですけれども、これを積極的に持ちたいという方と余り持ちたくないという方、また、持つことが不安だという方、障害別にいろいろな御意見がございました。最終的には、本当に「伝えたいこと」という白紙のところが一番前面に来まして、次に緊急連絡先で、下のほうに「わたしの情報」ということで、めくっていただいたところを書きたい方はお名前ですとか、そういったことを書いていただくというような形で、御本人が使いやすいように使っていただくというようなものになりました。

このような災害時とか緊急時に持っていくカードですとか、そういったものというのは実は各学校でいろいろ工夫していたり、新宿区でも防災のほうでいろいろなものを発行させていただいております。それとこちらのヘルプカードの違いはなんだろうということで、こちらのほうは災害時ということよりも、御本人様なりの緊急時にこちらを活用していただきたいということで、裏面のほうに、「普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。」ということで断り書きを書かせていただいております。こちらはご自分で、自分の緊急時になったときに周りに手助けを求めたいことを書いていただき、身につけていただけたらと思って作成しております。

こちらの配布方法は、当初、こちらを障害者の方皆さんに広くこちらのほうから郵送とかで差し上げようかということも検討させていただいたのですけれども、やはり持ちたくないという方もたくさんいらっしゃるということで、今ではちょっと限定的に、障害者福祉課と保健センターの窓口での配布のみとさせていただいております。

こちらの付属品は持ちやすいようにということで配布させていただいているケースと、プラスシールを2種類つくらせていただきました。こちらの普通のシールのほうにつきましては、このカードを持っていても、これをかばんの奥に入れてしまうと、周りの方から結局持っていることがわからなくて手助けが受けられないのではという御意見がありましたので、このシールを例えばかばんの外側とかに貼っていただくことで周りの方の理解も得やすくなるという形で活用していただければと思って作成しました。もう一つ、ちょっと立体的になったシールは、こちらのカードを、これがヘルプカードなのかほかのカードなのかが目の見えない方にはよく判別できないということもございまして、ちょっと立体的なものをつくらせていただきましたが、こちらのシールについても、カードと同様に、使う方が御本人なりの工夫をされて使っていただければということで、こちらで絶対これはこういうふうに使いなさいというようなお話はさせていただかないような形で考えています。

また、こちらの議論のときに、御本人様たちがこれを持つということもそうですが、周り

の方がこのカードの存在といいますか、意義についてきちんと理解をしていただかないと、結局悪用されたりですとか、助けを求めたいときに助けが求められないというような御意見が多くありました。そのために、こちらの上が黄色くなっている「あなたの支援が必要です。ヘルプカード」というチラシのほうをたくさんつくらせていただきまして、こちらは障害者施策に関係するところだけではなく、警察や消防や、あと学校とか地域センターとか幅広く一般の区民の方の目につくところに配らせていただいて、周りの方にこのヘルプカードを理解していただくという取り組みを進めておりまして、こちらのほうも12月にでき上がったものですので、これから周知にもどんどん努めていきたいと思っております。

以上、報告は終了します。

すみません、追加で。こちらのヘルプカードにつきましては、12月5日の広報で周知させていただきます。

○片岡副会長 ありがとうございます。何か御質問とかございますでしょうか。

○加藤委員 実は、私たちの会で緊急のときに一番困ったことは何ですかというのをやって、やっぱりカードがあるといいというので、これができたのはとてもうれしいです。

ただ、残念ながら、お医者様が一番困ったのは、薬が何もわからない。白い粒だ、ピンクのシートだ、そういう感じになってしまうのですね。ですから、せめてここに薬は、飲んでいる薬という1項目と、ミリグラムというのは無理にしても、飲んでいる薬というのがせめてあれば私はよかったなど、一番大変だったそうです。

ちょっと聞いていただければ、幾らでもこういう希望は言えたのにとおもいます。

○片岡副会長 どうぞ。

○障害者福祉課長 事務局です。その辺も含めまして自立支援協議会等で、もっと本当は細かくしたりとか、いろいろ考えたのですが、やはりその辺も含めて御自由に使っていただかないと、余りに千差万別で、余り決めつけてしまうことになってはどうなのかという議論も出たと思います。

というわけで結局、すごく時間をかけて検討した割にはこれだけという中身になったのですけれども、恐らく今を含めて、むしろ、例えば加藤委員のところまでこういったのを書きなさいねというような指導をしていただけたらいいのかなと思います。

○片岡副会長 どうぞ。

○安藤委員 安藤です。本当にこのヘルプカード、先ほど加藤委員のほうからお話もありましたが、この「伝えたいこと」というところに、例えば知的でしたらパニックを起こすとか、

そういうような服用のこともあわせてこちらに記入するという形になるのかなというふうにはちょっと思っているのです。本当に立派なもので、先ほど稲川さんがおっしゃったように、周りの方が本当にこれをどのように知っていただくかというのが一番の問題かなというふうに思っています。

あと、きょう民生委員の方がお見えになって、ちょっとお聞きしたいのですが、3.11のときにやはり民生委員の方が、私のほうも災害時要援護者の登録をしております、来ていただいたりしたのですが、その際に民生委員の方は、本当に不勉強で申しわけないんですが、高齢の方と福祉、障害の方、あとももちろん児童委員というような担当別に分けられているのでしょうか。ちょっとそのあたりをお聞きしたいと思います。

○小柳委員 それでは、私のほうからお答えいたします。

民生委員・児童委員につきましては、そういう高齢者、障害者という形で担当が分かれています。ただ、それぞれの勉強会と学習会というような形で専門にやっという、そういう勉強会というものはあるのです。ただ、実際に地域の中ではそれぞれ高齢者の方も障害者の方も生活困窮者の方も含めて、民生委員として活動しているということでございます。

○安藤委員 ありがとうございます。それでなんですが、なぜかといいますと、高齢者と障害者と、いわゆる障害者の場合はいろいろな障害、もちろん知的もそうですし、身体もそうですし、それから視覚とか、それぞれあると思うのですが、特に知的の場合なんかも自閉のことも含めて、やはりすごく広い。そういうようなことがどのような形で認知されているのか、報告が上がっているのかということをお聞きして、そういうことが具体的に上がっていると、民生委員の方からちょっとお聞きして、そういうことが具体的に上がっていると、民生委員の方も何かのときには、あそこにはそういう自閉とか、それから、あと愛の手帳といってもはっきりはわかりませんが、その障害の程度がわかるのではないかという意見もちょっと聞いたものですから、そのあたりがどのような形で民生委員の方に伝わっているのか。一応、個人情報なので、それは強制ではなく自己申告であれば、そういうことをお伝えしておくということももしかしたら必要なかなということにちょっと思ったものですから、お聞きしたいと思います。

○小柳委員 今のお話は、災害時の要援護者という話であれば、手上げ方式という形でそれぞれの民生委員さんのほうにも情報は行っています。また、年ごとの更新も当然されておりますので、そういう情報は伝わっております。

○安藤委員 具体的なことも、もちろん上がっているということですか。

○小柳委員 そうです。

○安藤委員 後でよろしいでしょうか。はい、わかりました。ありがとうございます。

○片岡副会長 すみません、ちょっと時間も押しておりますので、その話は後でもう少し詰めていただきたいと思います。個人情報との関係もあって、いろいろ難しい点もあろうかと思えます。御希望の問題とか。

それでは、では、金子委員。

○金子（禎）委員 視覚障害の金子です。

先ほどの薬の件についてのことですが、今お医者さんで必ずこういう薬を出したというのを出していますので、これを各医者の方健康手帳というのですか、それにうちは貼っていますので、このカードに、そういうものを別に保存しておけばいいのではないかと、それが1つです。

それから、もう一つのことなのですが、我々は視力がないとどうしてもいろんな情報というものが欠けて、このいろいろの資料を私も多少、今ループで見っていますが、これを幾日間で読み切れるかちょっとわかりませんが、これを読んだものを団体に持ち込んで一応PRしていくということですが、なかなかこれも難しいというのが視覚障害の一番の弱点ですので、これも御理解の上、よろしく願いいたします。

以上です。

○片岡副会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項、終わりということでよろしいですか。

では、続きまして次第の4、その他ということで事務局からお願いいたします。何かございますか。

○障害者福祉課長 今後の予定でございます。

この報告書につきましては年度内でデータ等まとまりまして、製本させていただきますので、皆様にまず製本の前の段階で一旦何らかの形で御送付させていただくようになりますが、今の話を聞くと、金子さんにも同じようになってしまうので本当に申しわけないんですけども、一応送らせていただきます。

そして、完成いたしましたら、改めて御送付させていただきます。新年度、4月ごろにはお送りできるかと思えます。

それから、先ほど申し上げましたように、協議会自体が比較的早いうちに開催をお願いします

ることになりますので、本当に年度初めでお忙しいところで申しわけないのですが、また委員もかわることも想像されますので、それも含めまして早いスタートを予定しておりますので、御協力のほうよろしく願いいたします。

開催日時は先ほどの案で大体お示ししておりますので、もし差し支えなければ、この辺、今のうちもう埋まっていますというような御予定がございましたら、こちらのほうに教えていただくと大変助かります。会長、副会長を初めといたしまして、皆さんの委員さんの予定を含めまして、なるべく多い方に参加していただける日に設定させていただきます。

○片岡副会長 開催日時のことについては、また事務局と御相談ということになろうかと思えます。

それでは、閉会したいと思います、閉会に当たりまして小柳福祉部長、一言、お願いいたします。

○小柳委員 長い間、ありがとうございます。

今回、皆様方から貴重な意見をいただきまして、これについては先ほどお話がありましたように、いわゆる当事者の方が入った計画ということで、皆様からの意見、それぞれの障害別によってもいろいろ意見、状況が違うわけですので、そういったことも含めて皆様方の御意見を集めて、これを計画に反映させたいということで今、事務局のほうも一生懸命やらせていただいています。

ただ、先ほど冒頭にお話がありましたように、なかなか回収率が低かった部分がありまして、あえて障害をお持ちの方の御意見を直接お聞きしたいということで、改めて追加の送付とか、そういうこともやりました。その中では、匿名でございますので、匿名ということは2回目に回答された方が前回の方と一致するかどうか、それがわからないという、そんな事情もありますので、それについては、逆にはっきりわかったものについては追加する、わからないものについては参考とするような形でいろいろ正確な情報を取りつつ、皆様方の意見を計画として反映させていきたい。そんな趣旨で今、取り組んでいます。

それから、精神については、これは本当に事務局も謝罪させていただきましたけれども、もともと数を多く、サンプルを多くしたいという御意見がありながらこのようなことになってしまって、大変申しわけございませんでした。時期がちょっとずれるかもしれませんが、これについてもきちっと御意見を反映した形で、この計画に反映していきたいというふうに考えておりますので、引き続き今回のこういうようなことがないように我々も努力させていただきながら、しっかりした計画をつくってまいりたいと思います。



それから、先ほど社会資源マップ等のお話がありました。これについても前回新たにこういう企画をしてつくって、また少しバージョンアップしました。ただ、これもまだまだ皆様方の御意見が反映されていない部分がありますので、これについても十分皆様方の御意見を伺いながら、より一層いいものをつくってまいりたいと思っておりますので、いろいろ気がついた部分をどんどん行政側に言っていただいて、それがよりシェイプアップされた形でよりいいものにつくっていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○片岡副会長 ありがとうございます。

これをもちまして第3回障害者施策推進協議会を終了いたします。長時間御協力、大変ありがとうございました。

きょうは代理で不慣れでございまして、いろいろございましたけれども、お許しくださいます。ありがとうございます。

午前11時50分閉会